

質問・回答書

令和5年10月25日

案件名 第1工区道路整備工事

質問事項	回答
<p>経費について。 第2工区道路整備工は、令和5年度と記載されていますが、 第1工区道路整備工事では、令和4年度と記載されています どちらで積算すればいいですか。 ご教示願います。</p>	<p>経費条件表の記載のとおり、本案件については、令和4年度で積算を願います。</p>
<p>第22号代価表、京都市型2号型“見積り”とありますが適正な価格での積算が不可能なため見積り単価の開示をお願いします。 また見積り単価は何社からの徴収されていますか？</p>	<p>見積に関して開示することはできません。</p>
<p>第23号代価表、守口市型L型雨水柵“見積り”とありますが適正な価格での積算が不可能なため見積り単価の開示をお願いします。 また見積り単価は何社からの徴収されていますか？</p>	<p>見積に関して開示することはできません。</p>
<p>明細書第3号、守口市型プレート巻蓋“見積り”とありますが適正な価格での積算が不可能なため見積り単価の開示をお願いします。 また見積り単価は何社からの徴収されていますか？</p>	<p>見積に関して開示することはできません。</p>
<p>歩道用横断防止柵(各種2.5m、2.0m、1.5m、1.0m)設置手間がすべて支柱間隔3mとして計上されているのはなぜでしょうか？ 支柱間隔3m以下だと設置手間が割高になると思うのですが、設計変更の対象となるのでしょうか？</p>	<p>支柱間隔3mと記載されておりますが、各種補正係数を乗じてます。</p>
<p>歩道用横断防止柵(各種2.5m、2.0m、1.5m、1.0m)“見積り”とありますが適正な価格での積算が不可能なため見積り単価の開示をお願いします。 また見積り単価は何社からの徴収されていますか？</p>	<p>見積に関して開示することはできません。</p>
<p>歩道用横断防止柵(各種2.5m、2.0m、1.5m、1.0m)の材料単価ですが、1基当たりの見積り単価だと思うのですが、m当たり単価に割り戻して計上されていますか？</p>	<p>横断防止柵の材料単価について、見積りを採用している物に関しては、1基当たりの単価を1m当たりとして計上をしております。なお、協議の対象とさせていただきます。</p>

<p>第47号代価表、京都市型乗入れ“見積り”とありますが適正な価格での積算が不可能なため見積り単価の開示をお願いします。 また見積り単価は何社からの徴収されていますか？</p>	<p>見積に関して開示することはできません。</p>
<p>鉄スクラップは共通仮設費、現場管理費、一般管理費の対象となっているのでしょうか？</p>	<p>対象となっていません。</p>